

## 「枚方市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」についての 市民意見聴取について【結果公表】（案）

「枚方市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」についての市民意見聴取につきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する枚方市社会福祉審議会の考え方を、以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和 2（2020）年 12 月 1 日（火）～令和 2（2020）年 12 月 20 日（日）
意見提出者数	13 人
公表意見数	27 件 ※1 枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに 1 件としています。

	ご意見の要旨	枚方市社会福祉審議会の考え方
1	<b>P.2 任意後見制度</b> P.12 枚方市における成年後見制度の利用状況では、任意後見制度の利用状況が把握できない。任意後見制度は法定後見制度に比べ本人の意思を尊重できる制度だと思うので、任意後見制度の利用促進にも取り組んでいただきたい。	ご意見のとおり、任意後見制度は法定後見制度と比較して本人の意思をより尊重できる制度と認識しており、任意後見制度の利用促進に向けての取組も重要であることから、法定後見制度だけでなく任意後見制度も含む成年後見制度の利用促進に向けて、P.22「第 1 節：制度の理解促進」に記載のとおり、広報・啓発活動に取り組むこととしています。
2	<b>P.2 任意後見制度</b> これからは法定後見制度より重要になってくるので、一人住まいの方の生活場所、資産の管理、いらぬ大型荷物の排除など、判断能力が不十分になる前に一人住まいの方の生活安定が図れる素案を立ててほしい。	
3	<b>P.12 市長申し立て</b> 人口約 40 万人の市にしては件数が少ないのではないかと。どれだけの事案が地域包括等の現場から挙がってきている中でのこの件数なのか。	P.19「第 4 節 課題 1：成年後見制度の認知度・理解度の向上」に記載のとおり、成年後見制度を広く周知・啓発する必要があることを認識しており、市民及び支援関係者の理解促進に向けた広報啓発活動に努めることとしています。 「課題 2：権利擁護に係る相談体制・支援体制の整備」に記載のとおり、現状として各々の相談窓口・機関で相談対応・

		<p>支援を行っておりますが、連携が十分に図れていないといった課題も認識しています。</p> <p>P.23～「第2節：地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置」に記載のとおり、地域連携ネットワークを構築し、地域や関係団体と連携・協力することで、支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりに努めることとしています。</p>
4	<p><b>P.14 相談・支援体制</b></p> <p>「相談窓口が不明確」「各相談窓口間の連携が不十分」とあるが市関連部局職員をはじめとする各相談機関に対する制度研修フォローアップ、各機関が共有・連携できる場が必要。</p>	<p>P.22「第1節：制度の理解促進（2）関係者へ向けた広報・啓発活動＜重点施策＞」に記載のとおり、行政職員を含む支援関係者を対象とした情報提供や共有化の推進に取り組むこととしています。</p>
5	<p><b>P.15 枚方市専門相談</b></p> <p>相談ニーズが高まっているのであれば、司法書士会や弁護士会だけでなく、行政書士会や社会福祉士会のような専門職団体による専門相談を実施し、相談できる機会を増やすなど、ニーズに対応できる体制の構築をお願いしたい。</p>	<p>P.25「【取組一覧】⑦相談事業の実施」に記載のとおり、「(仮称)枚方市権利擁護(成年後見)支援センター」において、職員による相談対応に加え、専門性の高いケースに対しては、弁護士会、司法書士会、行政書士会等の専門職による専門相談の機会を設けることとしています。</p>
6	<p><b>P.17 成年後見制度の担い手</b></p> <p>担い手の確保の一つとして市民後見人に期待が寄せられているが、市民個人が担う役割としては責任が大きいのでは。無報酬、週一回の訪問を前提とすると関心があっても現役世代には関わり難いように感じられる。又、市民後見人による不都合が生じた場合、被後見人のストレスが大きくなるのではないか。</p>	<p>P.19「第4節 課題4：将来的な成年後見制度の担い手の確保…」に記載のとおり、将来的な成年後見制度の需要の増加に備えるため、また、地域で支え合い共生していくことのできる地域づくりを進めるためにも、成年後見制度の担い手として、市民後見人の果たす役割は重要であると認識しています。</p> <p>また、P.27「第4節（1）①市民後見人の育成・支援」及び「【取組一覧】①市民後見人の養成・支援」に記載のとおり、市民後見人の養成だけでなく、受任に向けた育成、受任後の後見活動の支援等のサポート体制の充実に努めることとしています。あわせて、大阪後見支援センター（大阪府社会福祉協議会）において、市民後見人に対する専門職による相談・支援体制も構築されています。</p>
7	<p><b>P.18 法人後見</b></p>	<p>P.27「第4節（1）③法人後見への支援」</p>

	<p>素案に記載のとおり法人後見の利点は大きく、後見活動を行う法人への支援は非常に期待している一方で、制度の利用者側からすると、個人後見に比べて「ビジネス感」が強く、親身に対応してくれるのか不安も大きい。</p> <p>法人後見が適正に普及するためにも、枚方市による法人へのチェック（認定等）や連携体制の構築、市民への情報公開等の体制作りに取り組んでいただきたい。</p>	<p>及び「【取組一覧】③法人後見への支援」に記載のとおり、市民が安心して制度利用ができるよう、後見活動を担う法人に対する支援を行うこととしています。</p> <p>また、地域連携ネットワークを通じて、連携体制の構築にも取り組むこととしています。</p>
<p>8</p>	<p><b>P.18、27 市民後見人</b></p> <p>養成講座の受講申込者、そして修了者ほどのくらいいるのか。およそ5年間で受任件数がまだない理由について検討・把握ができているのか疑問である。</p> <p>市民後見人は、専門職後見人と違って複数の受任は難しく、継続して受任するのもしんどいと聞いたことがある。現時点では担い手としての枠は非常に小さいものと思わざるを得ない。</p>	<p>平成28年度から令和元年度までの養成講座の受講申込者は延べ38人、修了者は延べ23人です。</p> <p>これまで枚方市での受任実績はありませんが、市民後見人の受任調整を行ったケースや明確な理由により受任に至らなかったケースがあることを確認しております。</p> <p>将来的な成年後見制度の需要の増加に備えるため、また、地域で支え合い共生していくことのできる地域づくりを進めるための担い手の確保の一環として、P.27「第4節（1）①市民後見人の育成・支援」及び「【取組一覧】①市民後見人の養成・支援」に記載のとおり、市民後見人の養成及び受任後の後見活動の支援に努めることとしています。</p>
<p>9</p>	<p><b>P.18 市民後見人</b></p> <p>市民後見人として活動される一般市民の方がいるのはすばらしいと嬉しく感じた。けれども、ボランティアというのは理想でおわる。日々の生活が苦しい状況では、受けたくても受けれない。</p>	<p>P.18「③市民後見人」に記載のとおり、枚方市の市民後見人については、地域における支え合い活動として市民という身近な立場を活かした後見活動を担うという市民後見人の特性から、報酬を前提としない「大阪府市民後見人バンク制度」に基づいた運用を行っております。</p> <p>P.27「第4節（1）①市民後見人の育成・支援」及び「【取組一覧】①市民後見人の養成・支援」に記載のとおり、今後、市民後見人が円滑に活動を行えるようサポート体制の整備に努めることとしています。</p> <p>あわせて、大阪後見支援センター（大阪府社会福祉協議会）において、市民後見</p>

		人に対する専門職による相談・支援体制も構築されています。
10	<p><b>P.22 制度の理解促進</b></p> <p>自ら相談に来る人やパンフレットを持ち帰る人は、今まさに制度利用が必要であると感じている人だと思う。相談に来ない人は制度を知らないだけで本当は必要な状態にあるのかもしれない。そうした人への働きかけの手段も考える必要がある。</p> <p>非常に難しい制度なので、出張勉強会等については、市民にとってわかりやすく受け入れやすい内容を提供すべきである。相談も出張で行えるとよい。</p>	<p>P.23～「第2節：地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置」に記載のとおり、地域連携ネットワークを構築し、地域や関係団体と連携・協力することで、支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりに努めることとしています。</p> <p>成年後見制度の周知・啓発については、P.22「第1節：制度の理解促進」に記載のとおり、ニーズを把握しながら、出張勉強会等の開催も含めて、啓発事業を実施することとしています。</p>
11	<p><b>P.22 制度の理解促進</b></p> <p>紙媒体以外での啓発活動に焦点を当てるのが重要。</p> <p>認知症関連問題との結び付け。</p>	<p>ご意見のとおり、今後、紙媒体以外での啓発活動もますます重要になると認識しております。多様な広報ツールをよりわかりやすく明確にするために、P.22「(1)【取組一覧】①広報・啓発活動の推進」の取組内容の該当部分を、「SNS (Twitter、Facebook、LINE 等)、広報紙、チラシ・パンフレット、ホームページ等の多様な広報ツールを活用して、広報・啓発活動を展開します。」に修正します。また、認知症・終活等の関連問題との結び付けを行う等、より効果的な取組となるよう努める必要があると考えます。</p>
12	<p><b>P.22 制度の理解促進</b></p> <p>広報・啓発活動の推進について、広報誌やチラシ・パンフレット・ホームページ等だけでは成年後見制度の理解にはつながりにくい。地域からの要望だけでなく、もっと講演会や学習会（+相談会も併せて）を開催すべき。</p> <p>専門職でもわかりにくいこともあるので市として年に2回程度は研修、相談会等を開催してほしい。</p>	<p>啓発事業の実施については、行政主体による事業はもちろんのこと、地域等からの要望に応じた事業も実施するという主旨で記載していたものですが、誤解を招かないよう、P.22「(1)【取組一覧】②啓発事業の実施（市民向け）」の取組内容の該当部分、「地域等からの要望に応じて出張勉強会等を開催します。」を「行政による企画事業だけでなく、地域等からの要望に応じた出張講座等の事業も実施します。」に修正します。</p>
13	<p><b>P.22 啓発事業の実施（市民向け）</b></p> <p>地域等からの要望に応じて、だけでなく定期的に開催するべき。</p>	
14	<p><b>P.22 啓発事業の実施（市民向け）</b></p> <p>事例をきいてみたい。わかりやすい映像などの研修会をしてほしい</p>	
15	<p><b>P.24 中核機関の設置</b></p> <p>困った時に気軽に相談でき、必要な情報や研修を定期的に提供できるシステムが</p>	<p>P.24「①中核機関の設置」に記載のとおり、今後設置予定の「(仮称) 枚方市権利擁護（成年後見）支援センター」におい</p>

	あればと考えます。ワークショップなど。	て、相談・支援等の対応を行う相談機能や、市民や支援関係者を対象とした研修会や相談会等を行う広報機能を担うこととしています。
16	<b>P.24 中核機関の設置</b> ネットワークの運営・調整の事務局機能と同時に被後見人や家族、市民、後見人（親族・市民）からの相談に常時対応する専門職の配置、専門職による相談窓口の常設が不可欠。	<b>P.25 「【取組一覧】⑦相談事業の実施」</b> に記載のとおり、「(仮称) 枚方市権利擁護（成年後見）支援センター」において、専門職による相談対応も含めた相談事業の実施に取り組むこととしています。
17	<b>P.24 中核機関の設置</b> フットワークのよい組織づくりを望む。	<b>P.23～「第2節：地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置」</b> に記載のとおり、本人を後見人とともに支える「チーム」の形成や支援、協議会・その他個別会議を通じて、生じた課題に対して検討・調整・解決を円滑に図れるよう専門職団体及び関係機関と協議・調整を行うこととしています。
18	<b>P.24 成年後見制度利用促進連携協議会（仮称）</b> 合議体の設置はとても良いことだと思います。後見利用に至る方には多様な背景があり、中には一機関や支援者チームだけでは対応が困難なケースもあります。そのようなケースのバックアップやフォローアップ機能が果たせるような体制整備を期待します。	
19	<b>P.24 チームの形成</b> 机上ではなく、身軽に対応し動けるチームを組めるシステムがあれば良いと思う。関係機関との連携は大切。ソフト面での充実が必要である。	
20	<b>P.24 成年後見制度利用促進・受任者調整（マッチング）等の支援</b> 後見人候補者の選任は家庭裁判所の専権事項ではありますが、利用者の意思を尊重し、身上保護支援を重視する枚方市基本計画の趣旨から、地域に根ざした、本人が信頼を寄せることができる受任者調整（マッチング）等支援を行っていただきたい。	<b>P.24 「①中核機関の設置・運営」</b> に記載している、中核機関の4つの機能の一つである成年後見制度利用促進・受任者調整（マッチング）等の支援について、「(仮称) 枚方市権利擁護（成年後見）支援センター」において、家庭裁判所に対して後見人候補者を推薦するにあたっては、本人の意思や状況等に応じた適切な後見人候補者の選定に努めるとともに、チームによる支援体制の整備に取り組むこととしています。 また、あわせて、 <b>P.27 「第4節（1）後見人の育成・支援」</b> に記載のとおり、親族後見人及び市民後見人候補者や後見活動を行う法人の支援を継続的に行えるよう支援することとしています。

21	<p><b>P.16、26 助成制度</b></p> <p>市長申し立て以外の事案に関する助成については、検討にとどまらずぜひ実施してほしい。成年後見制度は財産管理の為だけに必要なのではなく、生活困窮者こそ制度利用が必要であると感じることは多いが、報酬が見込めないと後見人になってくれる人が見つからない。市長申し立てまで上がっていかないが困っている事案は多い。</p>	<p><b>P.26 「第3節：成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大」</b>に記載のとおり、本人・家族等の経済的な理由で成年後見制度が利用できないといった状況がないよう、枚方市において、申し立て費用の助成と後見人への報酬助成の対象拡大について、改善に向けた検討を行うこととしています。</p>
22	<p><b>P.26 助成制度</b></p> <p>検討とあるが、具体的にどうしていくのか。お金がかかるというイメージが強いので。</p>	
23	<p><b>計画全体</b></p> <p>後見人の選任までのことを中心にした計画素案になっており、選任された後見人への監視・監督部分が不明瞭で不安がある。後見利用後も安心して相談できる相談窓口の設置や専門職との連携の強化をお願いしたい。</p>	<p><b>P.24 「①中核機関の設置運営」</b>及び「④地域連携ネットワークによるチェック」に記載のとおり、中核機関として設置する「(仮称)枚方市権利擁護（成年後見）支援センター」において、相談窓口を設置し、相談対応・支援を行うとともに、後見人への支援にも取り組むことで、後見人の不正行為の早期発見や不正防止の効果が期待できると考えております。</p>
24	<p><b>計画全体</b></p> <p>誰もが障害者になりたくて生まれた訳ではない。誰もが認知症になりたくて生きている訳ではない。この部分がないがしるにせず、これ以上傷つく事が起こらぬように厳しく徹底し、罪を犯した人間には不正した金額プラスアルファし、確実に返済し、刑を重くし、犯罪が起こらないように。監査体制も充実し不備がないような枚方市となるといい。積極的にフォローできる住みやすい枚方市になる事を強く望みます。</p>	<p>あわせて、<b>P.23</b>～「第2節：地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置」に記載のとおり、地域連携ネットワークを構築し、専門職や関係機関との連携強化につながる取組を実施することで、成年後見制度利用後も、利用者及び後見人が安心して相談できる体制整備を図ることができると考えます。</p>
25	<p><b>計画全体</b></p> <p>制度がよくわからない。利用は知ってから親と考えたい。もう少しわかりやすく書いてほしい。ルビだけでは読めない。支援センターに相談したい。</p>	<p>計画冊子のほか、内容をわかりやすくまとめた概要版の作成や、必要に応じて個別の説明対応を行う等、市民等の理解促進に努める必要があると考えます。</p> <p>また、<b>P.22 「第1節：制度の理解促進」</b>及び <b>P.25 「【取組一覧】⑦相談事業の実施」</b></p>

26	<p>計画全体 よくわからない。具体的にかいてほしい。 全体的に難しい。(2件)</p>	<p>に記載のとおり、市民等の制度理解の促進につながる取組を実施するとともに、「(仮称)枚方市権利擁護(成年後見)支援センター」において、相談対応・支援を行うこととしています。</p>
----	--	--